

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農業技術課	整理番号	1-3
処分の種類	植害が発生した肥料の譲渡制限、登録の取消等			
根拠法令条例等・条項	肥料取締法第31条第3項			
処分の概要	肥料取締法第31条第3項に基づく植害が発生した肥料の譲渡制限、登録の取消等			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未制定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】肥料取締法第31条第3項 農林水産大臣又は都道府県知事は、登録若しくは仮登録をした普通肥料、指定配合肥料又は特殊肥料を通常の施用方法に従い施用する場合に、植物に害があると認められるに至った場合において、その被害の発生を防止するため必要があるときは、農林水産大臣にあつては第一項に規定する当該肥料に係る生産業者又は輸入業者に対し、都道府県知事にあつては前項に規定する当該肥料に係る生産業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			